不利益処分の処分基準

処	分の内容	私道の変更又は廃止の制限
	処法令及び条項	建築基準法第45条第1項
所	管部課係名	まちづくり未来部建築審査課建築審査係
処	関係条項	建築基準法第9条第2項から第6項及び第15項 建築基準法第43条第1項及び第2項
		未設定(個々の事象に応じて、個別判断をせざるを得ないものであり、具体化することが困難なため)
分		
	基準	
	(未設定の場	
	合はその理由)	
基		
	参考事項	
準	設定等年月日	年 月 日設定(年月日最終変更)